社会福祉法人輝きの会 役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人輝きの会役員の報酬等に関する規程(平成17年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝きの会(以下「法人」という。)の役員に対して支給する報酬 等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

- 第2条 社会福祉法人輝きの会の定款 21 条に規定する、役員の報酬等の総額は 1,100 万円以内とする。
- 2 別表1に掲げる役員に報酬等を支給する。

(報酬等の額)

- 第3条 報酬等の額は、別表1に定める額とする。
- 2 支給の対象者は、支給日に就任している役員とする。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等は、毎月、職員給与規程第34条に規定する支給日に支給する。

(功労金の支給)

第5条 理事が理事長を退任するときは、功労金を支給する。ただし、解任により退任するときは、 これを支給しない。

(功労金の額)

第6条 功労金の額は、別表2に定める額とする。

(功労金の支給日)

第7条 功労金の支給日は、退任した日の属する月の翌月末日とする。

(規程の改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1

報酬等の額

対象者区分	勤務形態	報酬月額	手当等
理事長	常勤	360,000 円	報酬月額を基本給とみなした職員給与
			規程の適用を受ける職員の例による期
			末手当及び通勤手当
理事長	非常勤	80,000円	1 勤務日につき 20,000円
			(一時金として翌月25日に支給す
			る)
常務理事	常勤	300,000 円	報酬月額を基本給とみなした職員給与
			規程の適用を受ける職員の例による期
			末手当及び通勤手当

別表2

功労金の額

対象者区分	金額
理事長の在任期間1年につき400,000円	通算して1年に満たない期間は除算する